

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和43年葉山町条例第19号)の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和5年5月12日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則が改正され、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症とされたことに伴い所要の改正を行うため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 43 年葉山町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 3 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の葉山町特殊勤務手当に関する条例の規定は、施行日後に従事した救護、搬送等に伴う特殊勤務手当の支給から適用し、施行日以前に従事した救護、搬送等に伴う特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

条例の概要

題 名

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

感染症の予防及び感染症の患者の患者に関する法律施行規則が改正され、本年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症とされたことから、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の救護、搬送等した場合に支給していた特殊勤務手当（1 日につき 3,000 円。患者等の身体に接触し、又は患者等に 1 時間以上にわたり接して作業を行う場合は 4,000 円）の規定を削除することとした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) 改正後の条例の規定は、施行日後から適用することとし、施行日以前に従事した救護、搬送等については、なお従前の例によることとした。

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>この条例は、昭和43年4月1日から施行する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>附 則</p> <p>—(施行期日)—</p> <p>1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。 <u>(新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>2 当分の間、職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）の救護、搬送その他町長がこれに準ずると認める作業に従事したときは、防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。</u></p> <p>3 前項の手当の額は、1日（交代制勤務者にあつては、1勤務）につき3,000円（患者等の身体に接触し、又は患者等に1時間以上にわたり接して行う作業に従事する場合にあつては、4,000円）とする。</p>